

「JR三島・貨物会社」に係る支援策に関する意見書

昭和62年4月、国鉄は分割・民営化されたが、JR三島会社（北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社）については、発足当初から経営安定基金が設けられ、そこから生み出される運用益と固定資産税等の減免措置により、営業赤字を補填する措置が講じられた。しかし、低金利時代を迎え、経営安定基金の運用益は大幅に減少することとなった。経営努力の範疇を遥かに超えるこの事態を改善するため、平成9年度からの5年間、経営安定基金の運用益確保を目的とした新たな制度が確立された。その後も、平成14年度から5年間の延伸が行われているが、今後、さらに経営安定基金運用益が減少していくことは確実である。

JR貨物（日本貨物鉄道株式会社）は、環境負荷が小さく、大量に輸送できる特性を有しているものの、鉄道貨物のシェアは依然として低位にあり、より一層、輸送手段の転換を推進していくことが求められているが、脆弱な経営基盤であるために課題も山積している。

JR三島・貨物会社は、地域住民の足として、また社会生活に密着する物流として、国民生活に欠くことのできない存在である。しかし、JR三島・貨物会社に講じられている支援策は平成19年3月末に期限切れを迎え、それ以降、JR三島・貨物会社への支援策が講じられなければ、再び赤字線の廃止や運賃改定などによって、利用者や地域住民に犠牲が押しつけられることになる。

よって、政府においては、平成19年度以降も、JR三島・貨物会社に講じられている現行支援策（経営安定基金運用益の確保・固定資産税の減免）と同等以上の効果をもたらす支援策を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年（2006年）6月13日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣

（提出者）全議員